

# 令和4年度 花巻市立地適正化計画 見直しについて（概要版）

- |                  |        |
|------------------|--------|
| 1. 立地適正化計画の概要    | — p.1  |
| 2. 見直し内容について     |        |
| 1) 防災指針の作成       |        |
| ・ 防災指針           | — p.5  |
| ・ 居住誘導区域の変更      | — p.22 |
| 2) 計画の評価         |        |
| ・ 事業の進捗状況        | — p.24 |
| ・ 評価指標の設定・評価結果   | — p.25 |
| 3) 都市機能誘導区域の見直し  | — p.31 |
| 4) 法改正に伴う届出制度の変更 | — p.32 |
| 3. 市民参画に係る手続き    | — p.35 |

# 1. 立地適正化計画の概要

## ● 計画策定の経緯

### 花巻市立地適正化計画（平成28年6月）

#### 【策定の経緯】

本市では、花巻地域での昭和23年からの戦災復興都市計画に基づく戦災復興土地区画整理事業をはじめ、その後の土地区画整理事業や生活基盤整備などにより、市街地は郊外へ大きく拡大してきました。人口の増加に伴い経済活動も拡大し、それに伴う市税の増収等により、公共サービスの提供等の行政運営が支えられてきました。

しかし、昭和50年以降は、経済活動を担う生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し、65歳以上の老年人口の増加や年少人口の減少による少子高齢化が進み、人口は平成12年をピークに減少に転じています。

市内の人口が減少するなか、これまで拡大してきた市街地の低密度化が進んでいます。また、近年のモータリゼーションの進展による商業施設等の郊外立地が進み、既成市街地の空洞化が顕著になってきています。

このような状況から、従来の都市機能や生活サービスの提供の維持・継続について将来困難になることが懸念され、そのため本市は、平成22年3月に花巻市都市計画マスタープランを策定し、効率的で利便性の高い暮らしやすいコンパクトな都市づくりに取り組んできました。

一方、国が平成26年に都市再生特別措置法を改正して創設した立地適正化計画制度は本市の目指すコンパクトな都市づくりを支援する制度です。（下記参照）

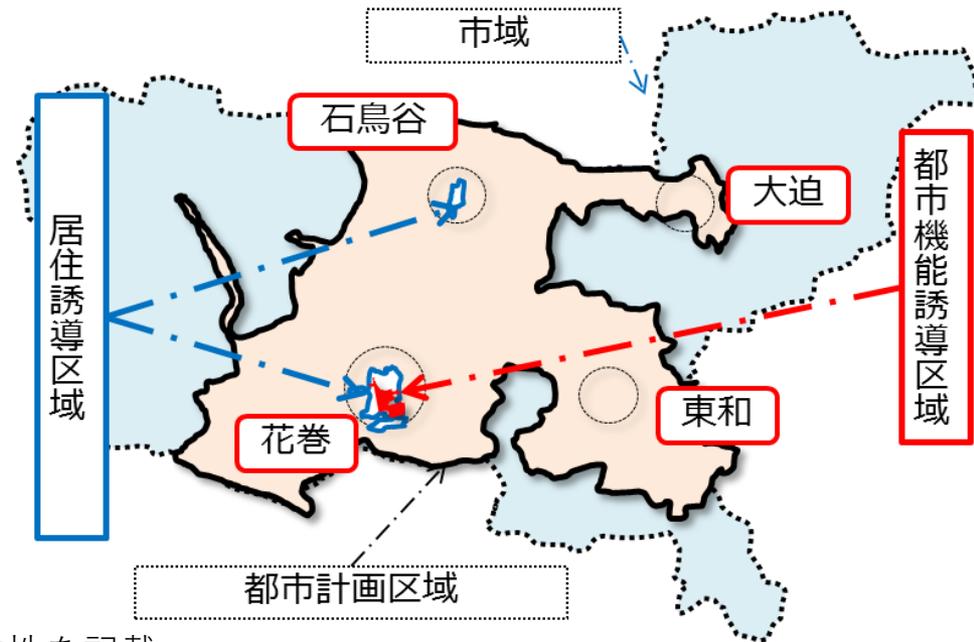
このような背景を踏まえ、公共交通による都市機能集積地の連携強化を行うコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を構築し、既成市街地の人口密度を保ちつつ、誰もが安心でき、健康で快適に暮らせる持続可能な都市の形成の実現に向けて具体的に推進するため、平成28年6月に「花巻市立地適正化計画」を策定しました。

## 立地適正化計画制度（平成26年度～）（都市再生特別措置法 第81条）

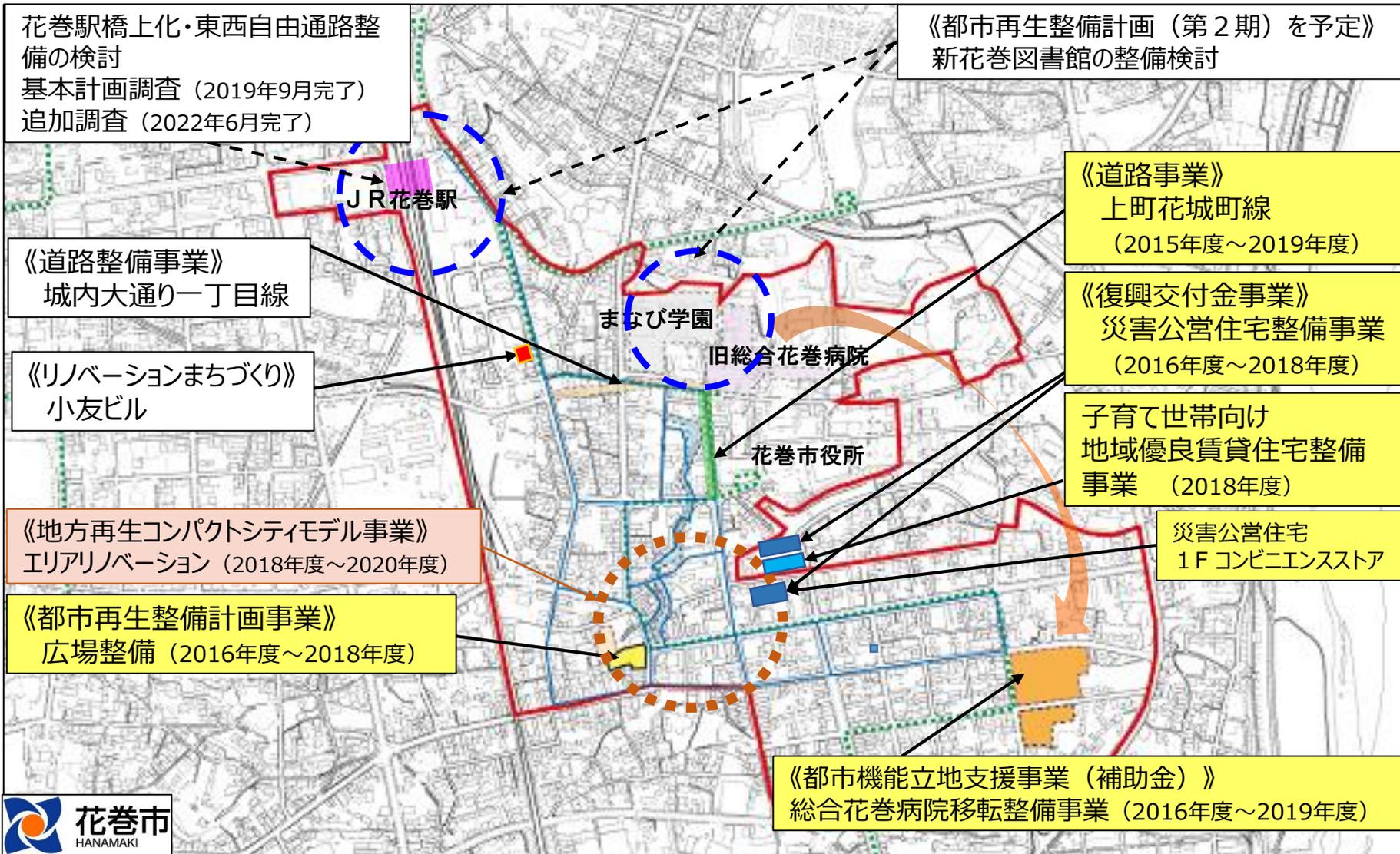
高齢者にも健康・快適な生活を確保し、子育て世代など若年層にも魅力的で、財政と経済の面で持続可能な都市経営を可能とする災害に強いまちづくりを進め、居住や都市機能を集約した複数の拠点を公共交通でつなぐ、『コンパクト・プラス・ネットワーク』を推進する、コンパクトな都市づくりを支援する制度

### 花巻市立地適正化計画 （平成28年6月、全国で3番目に策定）

- 4 地区中心部  
生活サービス機能を維持・ネットワーク  
⇒ 4 地区のまちなかの維持
- 居住誘導区域 → 花巻、石鳥谷の2地区に設定  
分散した立地を抑制 / 一定の人口密度を保つ
- 都市機能誘導区域 → 花巻地区に設定  
市全域から利用しやすい地区に総合的・公共公益  
機能を維持・整備  
（整備には国の財政的支援）
- その他  
公共交通、リノベーションまちづくりなど方向性を記載



# 立地適正化計画における実施事業図



● …完了

□ …実施中、検討中

■ …関連事業

## ●令和2年8月 見直し

令和2年6月の都市再生特別措置法の一部改正により、居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を原則含めないこととされたため、当該区域を除外する見直しを実施しました。（現計画）

## ●令和4年 改定

令和2年9月に都市再生特別措置法の一部が改正され、立地適正化計画の記載事項として防災指針を作成することとされました。また同法に基づき、策定からおおむね5年ごとに計画の実施状況の評価を行うこととされているため、当初計画事業の進捗状況を把握するとともに、「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」に基づき、計画の評価を行います。また、計画全体の見直しとして、都市機能誘導区域の再検討を行い、西口駅前広場の北側が含まれていないことから、都市機能誘導区域の区域線の見直しを実施するほか、本計画の届出制度が法改正により一部変更となったため、計画書に反映します。

以上、今回の主な改定内容は以下の通りです。

- 1) 防災指針の作成
- 2) 計画の評価
- 3) 都市機能誘導区域の見直し
- 4) 法改正に伴う届出制度の変更

■ 防災指針

近年、気候変動の影響を受けて、降水量の増加、集中化により、水災害(洪水、雨水出水、土砂災害)が頻発化、激甚化しており、市は災害対策として、花巻市国土強靱化地域計画等の計画策定、防災対策事業や防災支援施策の展開により、安全・安心して住み続けられる都市づくりを推進しています。

また、国は令和2年9月に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画における記載事項として、居住誘導区域及び都市機能誘導区域における立地誘導を図るための防災に関する機能の確保に関する方針である「防災指針」の作成を求めています。

このような背景から、本計画においても、災害リスクの抑制、居住誘導区域における防災・減災対策の取り組み方針を防災指針として定めます。

○ 災害リスクの整理

防災指針では、居住誘導区域を対象として、各種の自然災害においてリスクの分析、整理を行います。災害にはいろいろな種類がありますが、ここでは居住誘導区域内に存在する水災害（水害、土砂災害）、地震災害のリスクを主体に、防災の考え方を示します。

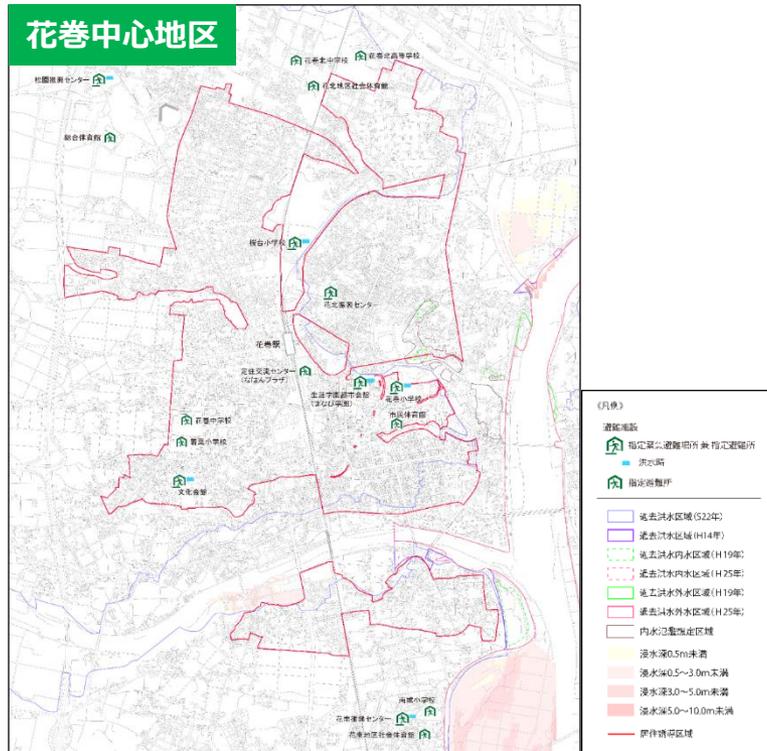
表 災害リスクのある区域の指定

	区域名	根拠法	指定区域の内容
土砂災害	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第7条	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域
	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第9条	土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第3条	急傾斜地の崩壊や土石流が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域
水害	洪水浸水想定区域	水防法 第14条 水防法施行規則第2条	国や都道府県が管理する河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域(洪水浸水想定区域図として、区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を表示)
	雨水出水浸水想定区域（内水）	水防法 第14条の2	想定最大規模降雨により、排水施設に雨水を排除できなくなった場合、または排水施設から河川・公共の水域・海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域
	家屋倒壊等氾濫想定区域	洪水浸水想定区域図作成マニュアル P2	家屋等の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食の発生することが想定される区域

## 各種災害リスク

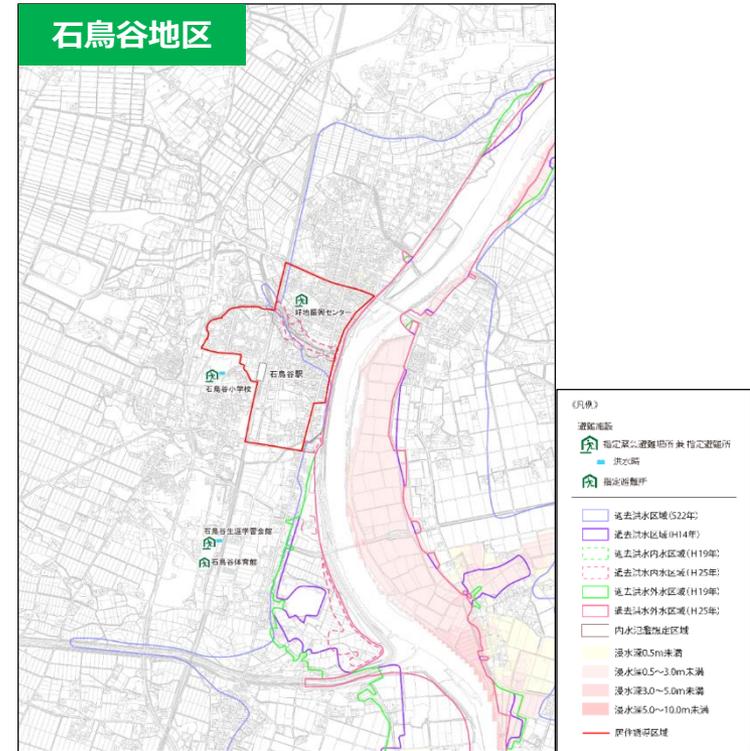
居住誘導区域内における災害リスクとして、水害（外水・内水）、土砂災害、地震災害があげられます。また、避難所までの避難時間が確保できているかについても分析します。

### ■水害（外水・内水）／L1（計画規模）…150年に1度程度の発生確率（0.7%以下）



※上図は令和3年3月時点

・居住誘導区域内にL1想定 of 浸水想定区域はありません。また、内水による被害が想定されていますが、後川救急内水排水機場や高田排水ポンプ場などの排水施設が常設されています。石鳥谷地区には、広域の移動ポンプ車が国によって配備されており、必要な場合においてポンプ車による排水が行われるため、災害リスクは低いものと考えられます。



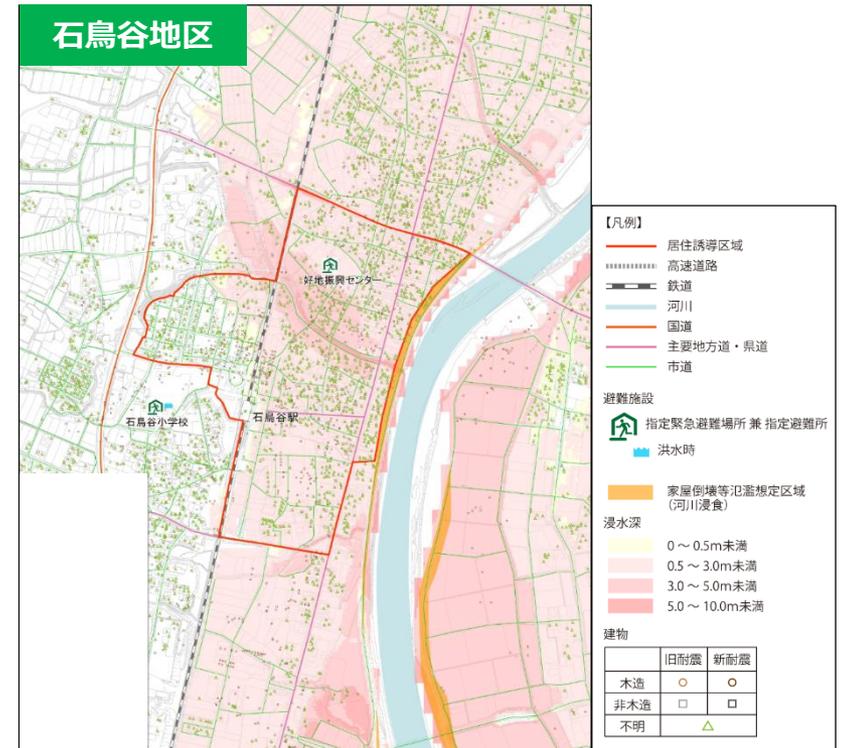
※上図は令和3年3月時点

・居住誘導区域内にL1想定 of 浸水想定区域はありません。また、内水による被害が想定されていますが、石鳥谷地区には、広域の移動ポンプ車が国によって配備されており、必要な場合においてポンプ車による排水が行われるため、災害リスクは低いものと考えられます。

## ■水害（外水） L 2（想定最大規模） …1,000年に1度程度の発生確率（0.1%以下）



※上図は令和3年3月時点



※上図は令和3年3月時点

・区域内に4 m以上の浸水エリアがあり、建物も密集していますが、近くの高台に、3箇所の洪水時における指定緊急避難場所が配置されており、避難時間も確保（p.8～10）されています。また、水害リスク周知や避難訓練を継続的に行うことで、安全性がさらに向上してきます。

・これまで居住誘導区域においては家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されている箇所(上図オレンジ)を一部含んでいましたが、家屋倒壊等の可能性があるため、今回、当該区域は居住誘導区域から除外します。

・建物のある箇所の浸水深は東北本線東側で1～2 mと想定されていますが、洪水時における指定緊急避難場所が近くの高台に配置されており、避難時間も確保（p.11）されています。また、石鳥谷地区には広域の移動ポンプ車が国によって配備されており、必要な場合においては排水が行われます。

・これまで居住誘導区域においては家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されている箇所(上図オレンジ)を一部含んでいましたが、家屋倒壊等の可能性があるため、今回、当該区域は居住誘導区域から除外します。

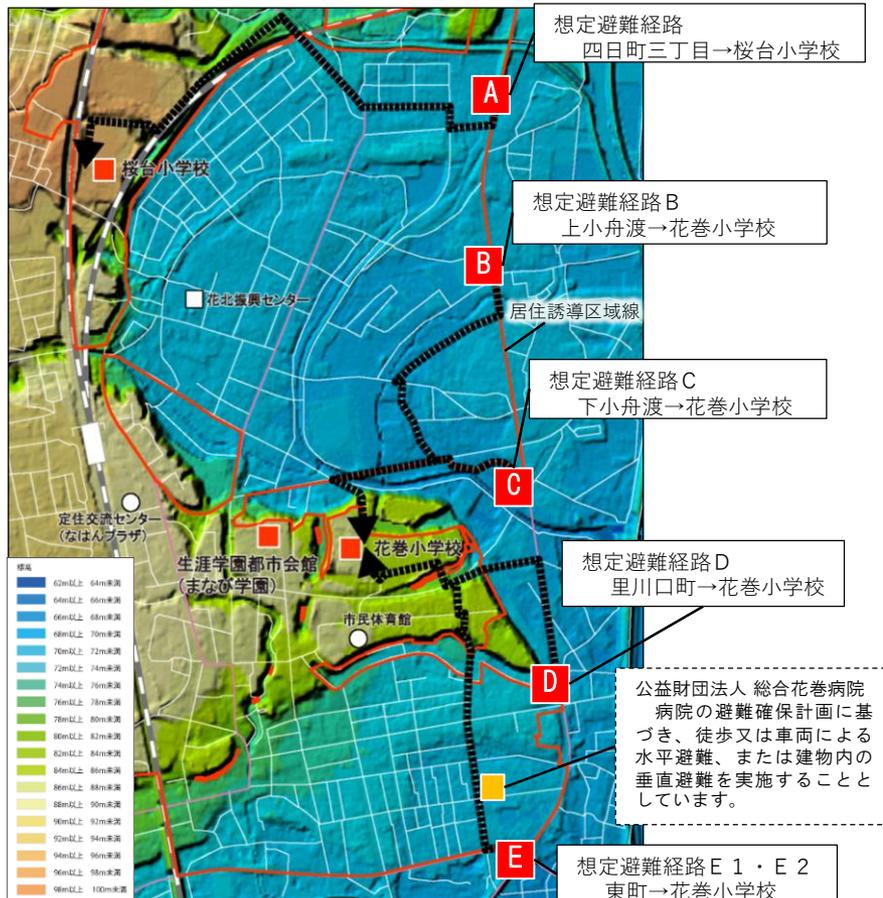
## ●花巻中心地区内の浸水想定区域における避難時間の想定

### ①災害リスク検討エリアの抽出

居住誘導区域（花巻中心地区）には、L2想定における浸水想定区域が存在します。破堤前の事前避難が望ましいですが、今回は破堤時に避難を開始した場合の災害リスクを検討しています。標高が低く河川に近い「上小舟渡、下小舟渡、下幅周辺、高田、東町周辺」から指定緊急避難場所までの避難時間を算定し、浸水時の災害リスクを確認しました。

### ②想定される避難経路の設定

洪水時における指定緊急避難場所は、桜台小学校、生涯学園都市会館、花巻小学校の3箇所（赤■）となっています。居住誘導区域内において、河川に近い5箇所の地点（避難に時間がかかると考えられるA～E）から避難場所への最短経路を算定すると、下図に示す「黒破線」となり、これを避難経路と想定しました。



### ③避難速度の設定

避難経路には傾斜があり平面上の計測距離では、実際の避難時間よりも短く算定されるため、各避難経路の高低差を考慮して避難時間を算出しました。

なお、避難速度は国交省・内閣府の原単位(下表)を用い、なるべく安全側の指標を算出するため、右表の最低値の高齢者かつ勾配ありの避難速度としました。これにより、今回の避難時間算出に用いる避難速度は、平坦部54.6m/分、傾斜部42.6m/分と設定しました。

想定避難者	m/分 (最低値)	m/分 (最高値)
一般	60.0	78.0
高齢者	54.6	62.4
一般 (勾配5～20%)	46.8	62.4
高齢者 (勾配5～20%)	42.6	49.9

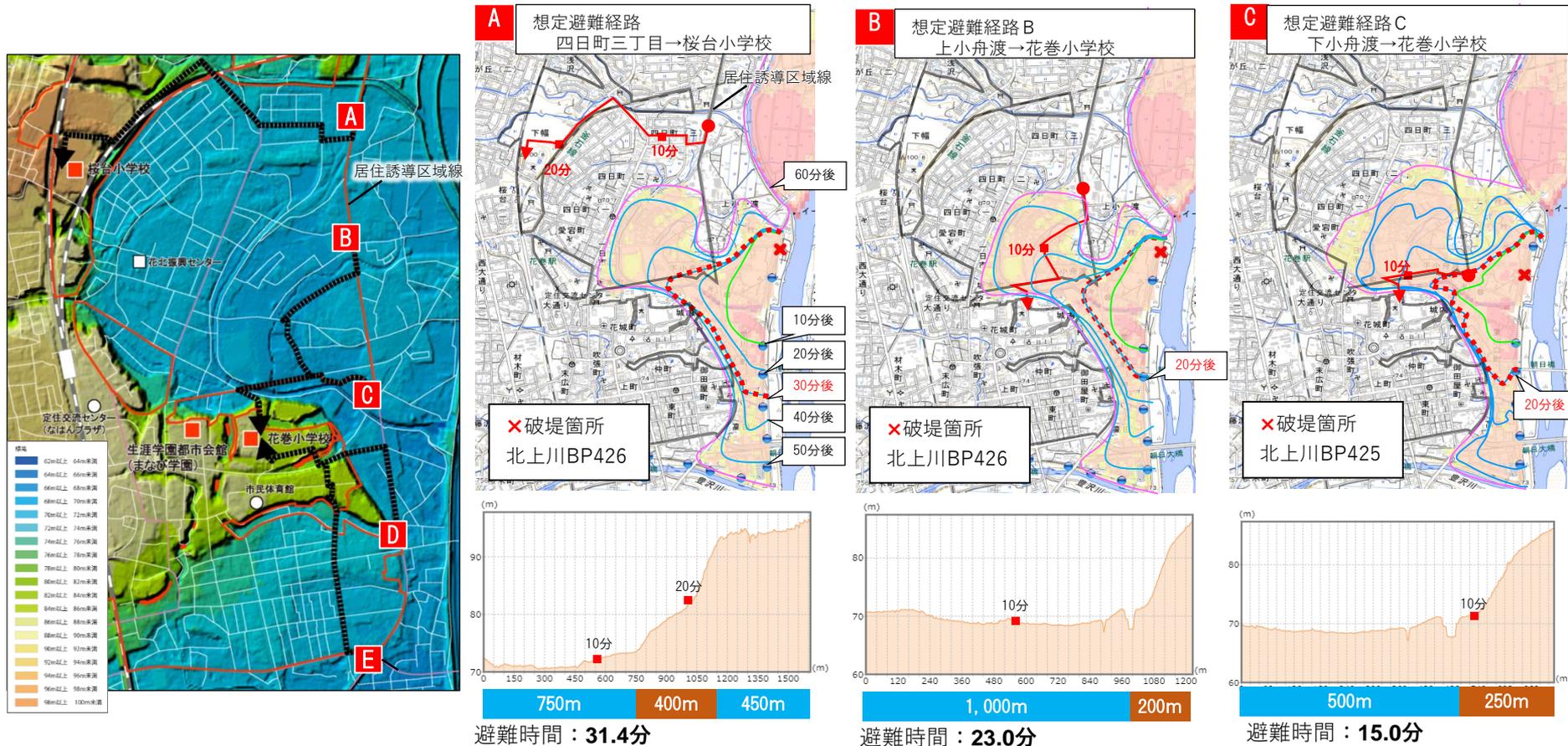
資料：国交省「津波防災まちづくりの計画策定にかかる指針」  
内閣府「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会報告」

④避難時間の想定

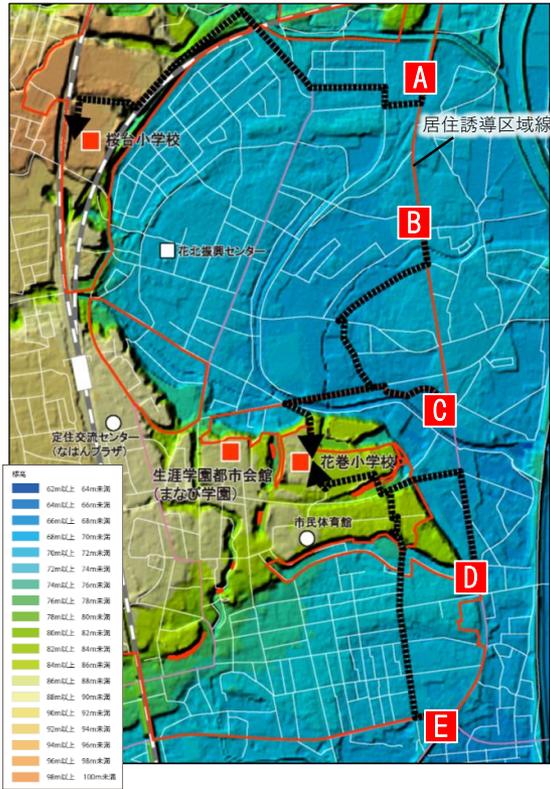
避難時間算定時に勾配部の避難速度を反映するため、避難経路の高低差をGIS(地理情報システム)上で計測してグラフ化すると、下図のような平坦部(水色)と勾配部(茶色)の距離になります。

⑤浸水進行範囲と避難時間

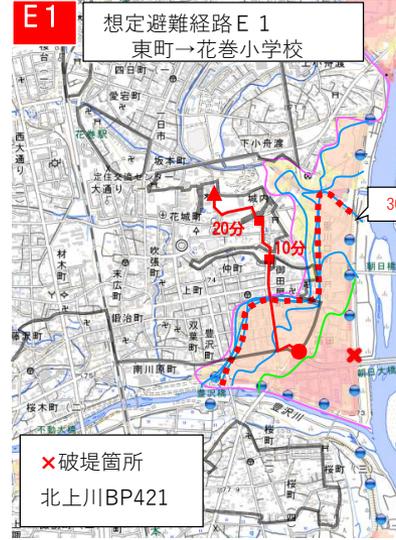
前述のとおり、L2 想定の場合に破堤時に避難を開始し、高齢者の避難速度で想定避難経路を通して避難することを考慮した結果、下図A～E 2の通り避難開始から浸水の被害を受けずに最寄りの指定緊急避難場所へ避難可能であると想定されます。



前ページ続き



避難時間：19.0分



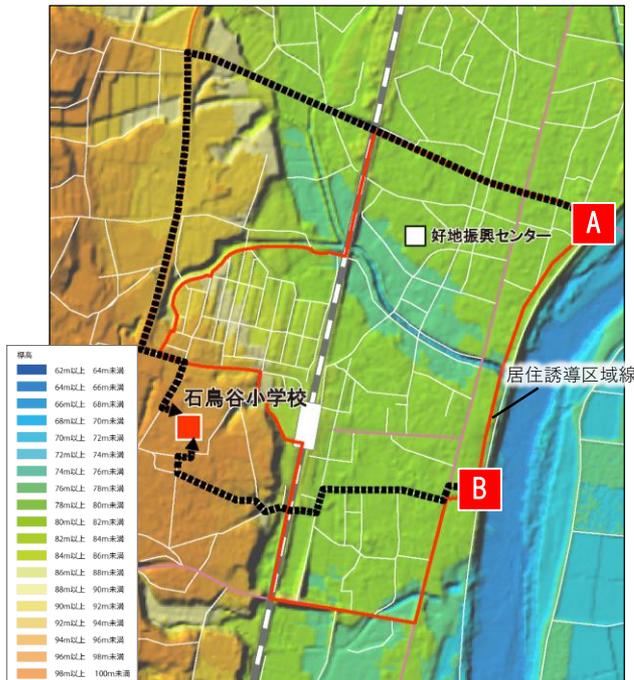
避難時間：25.8分



避難時間：25.8分

### ●石鳥谷地区内の浸水想定区域における避難時間の想定

居住誘導区域（石鳥谷地区）にはL2想定において浸水想定区域があり、北上川から近い2地点A、Bから洪水時における指定緊急避難場所（石鳥谷小学校）への避難時間を、花巻中心地区（8～10ページ）と同様に算定し、浸水時の災害リスクを確認した結果、下図A、Bの通り避難開始から浸水の被害を受けずに最寄りの避難場所へ避難可能であると想定されます。



避難時間：**36.7分**  
 ※JR東北本線の線路下のアンダーパスについては、避難開始10分の地点であるため、避難に支障はなく、歩道部分は車道より1m程度高いため内水があったとしても危険度は低いと考えられます。



避難時間：**18.7分**  
 （歩道橋の昇降2分含む）

## ■土砂災害



※上図は令和3年3月時点

※土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は平成26～27年に指定

・大規模盛土造成地（水色）が花巻中心地区北部に3箇所あります。差し迫って調査が必要なほど危険度が高い盛土は確認されておりませんが、そのなかでも優先度評価の高い盛土については、今後、詳細な調査を行う予定です。

・中心市街地付近に急傾斜があるものの、大きくはなく、線状に分布し、土砂災害特別警戒区域（赤色）または土砂災害警戒区域（黄色）が指定されております。このうち、土砂災害特別警戒区域は都市再生特別措置法に従い、居住誘導区域から除外しています。

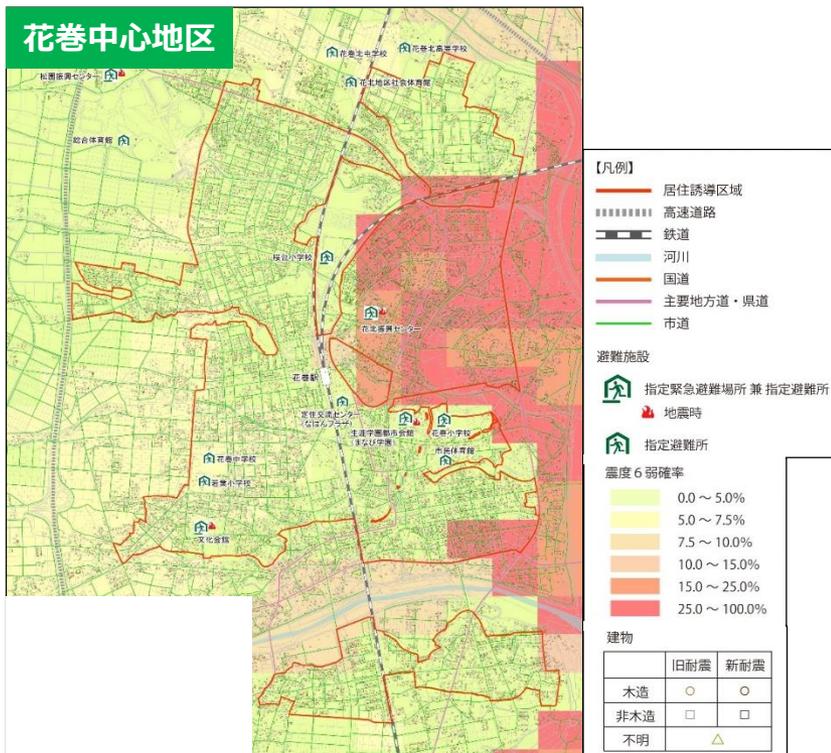


※上図は令和3年3月時点

※土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は平成26～27年に指定

石鳥谷地区の居住誘導区域内には、土砂災害のリスクはありません。

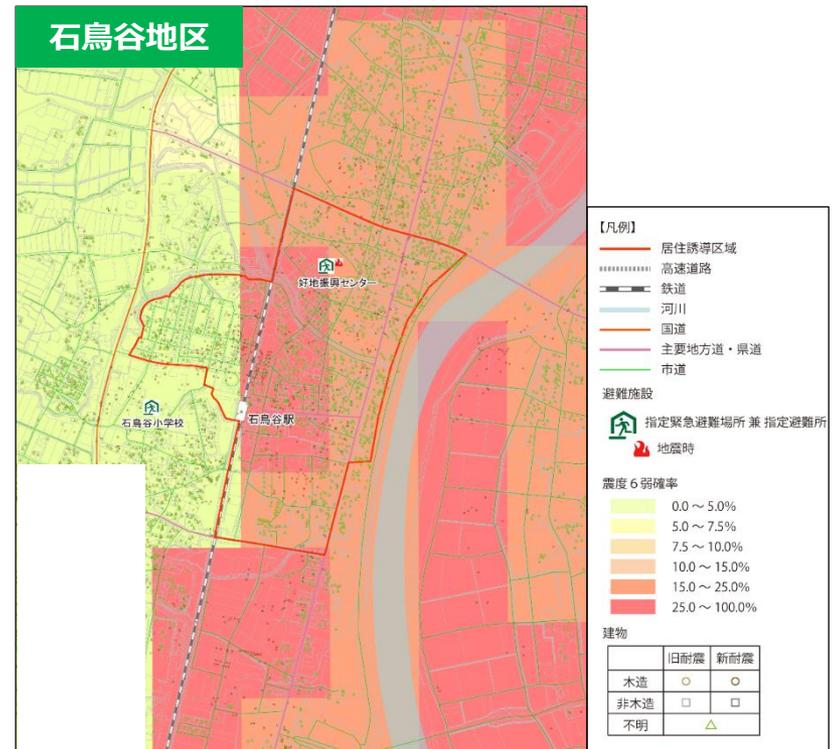
## ■地震



※上図は令和3年1月基準

出典：地震ハザードステーション（J-SHIS）.地震動発生予測図.  
国立研究開発法人 防災科学技術研究所

・震度6以上の地震発生確率が25%以上（今後30年間）のエリアに、旧耐震木造の建物が多く、建物倒壊のリスクがあります。狭小な道路では避難経路絶や火災時の延焼の可能性もあるため、地震リスクの周知が必要と考えられます。また、北上低地西縁断層帯における発生確率（今後30年間）はほぼ0%と想定されています。

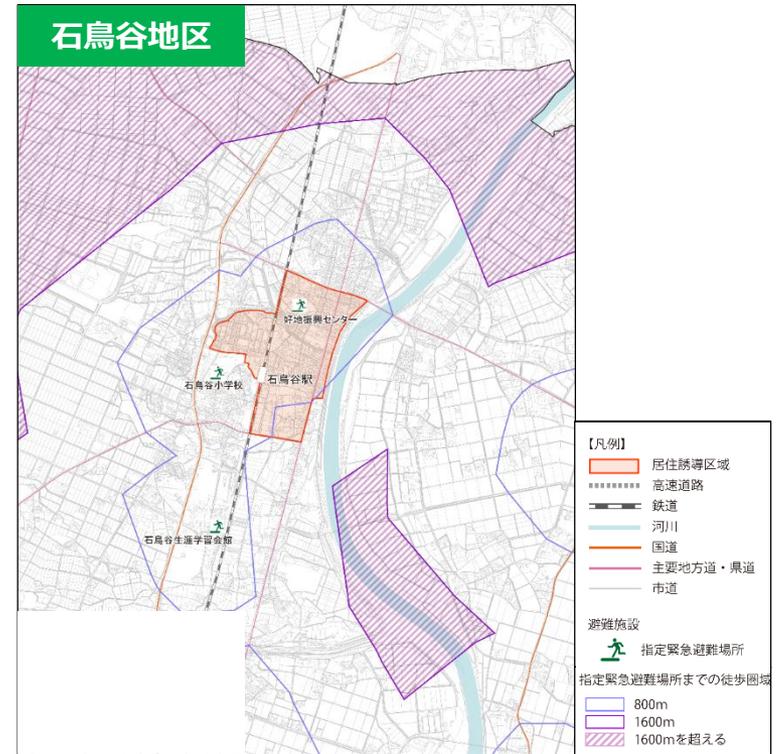
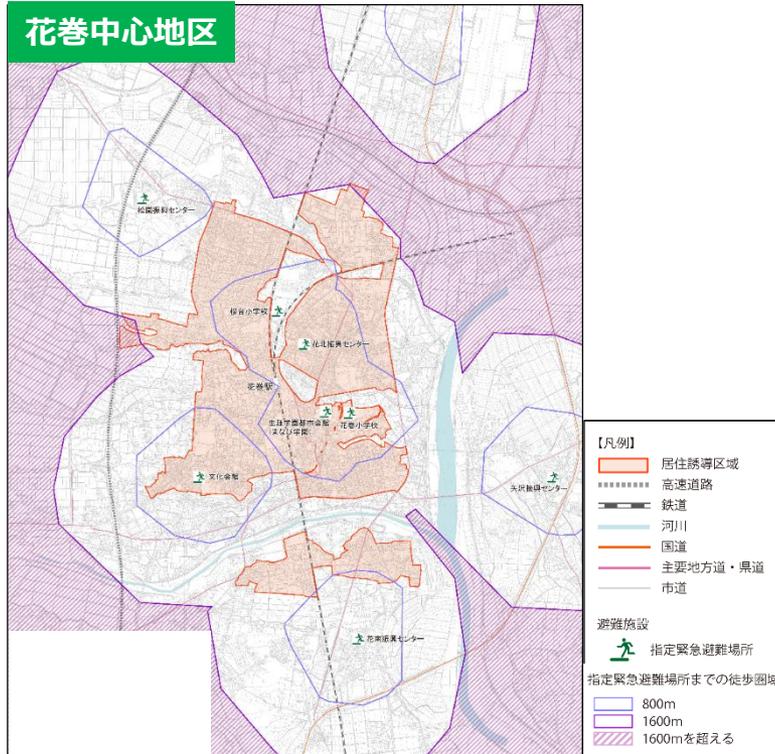


※上図は令和3年1月基準

出典：地震ハザードステーション（J-SHIS）.地震動発生予測図.  
国立研究開発法人 防災科学技術研究所

・震度6以上の地震発生確率が25%以上（今後30年間）のエリアに、旧耐震木造の建物が多く、建物倒壊のリスクがあります。また、北上低地西縁断層帯における発生確率（今後30年間）はほぼ0%と想定されています。

## ■避難リスク



居住誘導区域内では、大部分において道のり1,600m以内に指定緊急避難場所が存在します。なお、居住誘導区域北側と西側の一部において、道のり1,600mを超えていますが、洪水や土砂災害の想定はなく地震のリスクも低くなっているエリアとなっています。

居住誘導区域内では、道のり1,600m以内に指定緊急避難場所が存在します。

なぜ1,600mなのか？→国土技術政策研究所「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」において、避難距離2,000mを超える区域は避難地に到達できない地域（避難困難地域）とされております。また、内閣府防災情報「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会報告」において、傾斜部の歩行速度を0.8倍としていることから、本市内の地形上、起伏が多い現状と安全面を考慮し、避難所までの圏域を1,600m（2,000m×0.8）としています。



## ●石鳥谷地区における防災上の課題

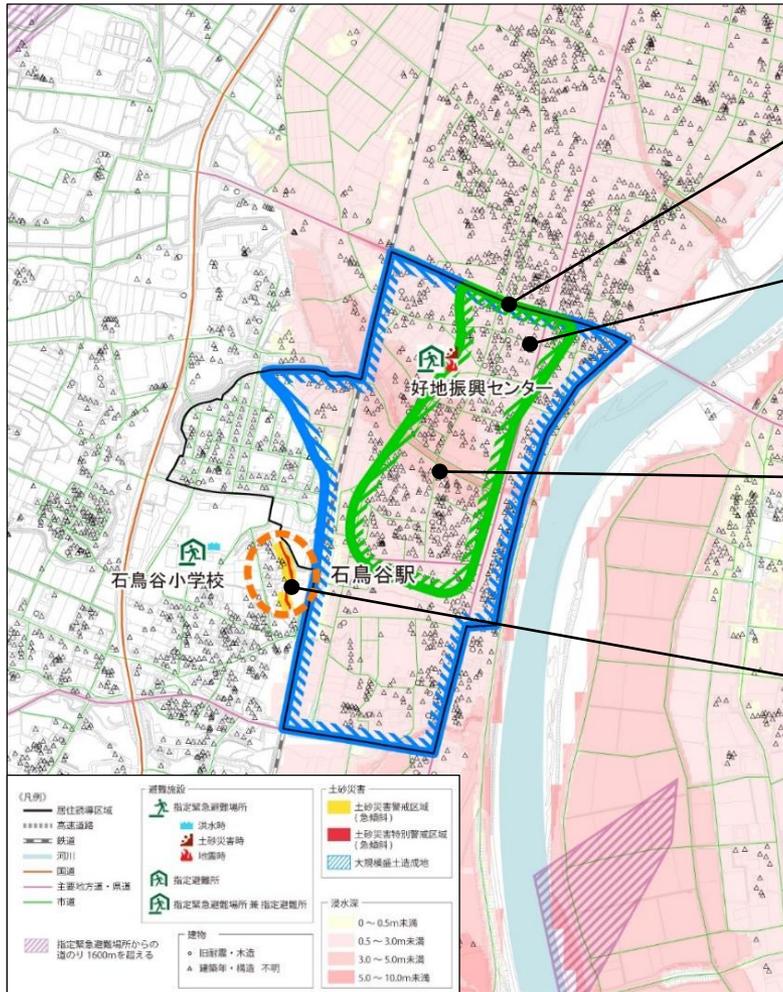
各種災害リスクから、居住誘導区域である石鳥谷地区について、防災上の課題（■）を以下に示します（○は現況）。

A 水害リスク+地震災害リスクのあるエリア

B 水害リスクのあるエリア

C 土砂災害リスクのあるエリア

■:課題 ○:現況



○居住誘導区域内では、指定緊急避難場所までの道のりが概ね1,600m以内にあります。

■北上川が破堤した場合の浸水区域(L2)が居住誘導区域内に存在します  
○浸水までの避難時間を踏まえると、浸水が到達する前に避難が可能であると想定されます

■震度6以上の地震発生確率の比較的高いエリアの中に、旧耐震木造（不明も含む）が多く、建物倒壊の危険があります  
■浸水区域に旧耐震木造（不明も含む）が多く、発災時の建物被害が多くなると考えられます

○土砂災害特別警戒区域は、居住誘導区域内に含まれていません。  
■土砂災害警戒区域内に、多くはありませんが建物が存在しています

○薬師堂川の氾濫も想定されていますが、浸水が到達する前に高台へ避難が可能であると想定されます

## ● 防災施策の状況

現在、本市が取り組んでいる防災施策は以下の状況にあります。  
ここでは、花巻市国土強靱化地域計画等に基づいて、本市で進めている防災施策の状況を整理します。

### ① 人命の保護対策

災害発生時に人命を保護するため、住宅や学校・市庁舎・福祉施設等の公共施設等の耐震化、空き家倒壊による被害防止対策、河川改修等の治水事業、河川関連施設の老朽化対策、雪害による孤立対策（道路整備等）を推進しています。また、各種ハザードマップの作成・公表、避難行動要援護者の避難支援体制の構築、避難情報発令基準の公表、災害発生時の関係機関の情報共有の充実、市民への情報伝達対策の充実、自主防災活動の組織化の促進と活動支援、平時からの防災思想・教育の推進も行っています。

### ② 救助・救急・医療活動、健康・避難生活環境の確保対策

災害発生時の救助・救急・医療活動、健康・避難生活環境を確保するため、備蓄物資の確保、物資調達等の協定の締結（対民間企業）、消防施設（消防庁舎・通信指令施設・消防車両・消防水利等）の整備や消防団の技術力の向上、避難所の機能・環境の整備・確保（運営マニュアル、ガイドラインに基づく展開、感染症対策等）を推進しています。

### ③ 行政機能の確保対策

災害発生時にも、市民の生命、身体、財産を保護し、市民生活への影響を最小限とし、迅速な災害対応業務の開始と最低限の行政機能を維持しつつ、早期に通常業務を復旧させるため、花巻市業務継続計画を策定（平成31年3月）しており、災害時にはこの計画に基づいて運用することとしています。また、庁舎の耐震化、停電対策も実施しています。

### ④ ライフライン・交通ネットワークの維持対策

ライフライン・交通ネットワークを維持するため、電気・石油・ガス等のエネルギー供給事業者等との応急対策に係る協定の締結、上水道・下水道業務の継続体制の強化、上水道・下水道施設の耐震化・老朽化対策、避難路・緊急輸送道路・消防・防災活動の基軸となる幹線道路の整備、通信設備の機能強化を進めています。

### ⑤ 二次災害の防止対策

二次災害の防止のため、ため池ハザードマップの作成、ダム管理者との連絡体制強化、河川・土砂災害対策関連施設について県と連携した整備や老朽化対策を進めています。

### ⑥ 社会・経済の再建対策

災害からの早期、確実な復旧・復興として、災害廃棄物の処理（処理状況の把握、広域的な支援要請・調整等）に関する協定の締結、災害廃棄物処理マニュアルの作成（令和4年3月）、復旧・復興に必要な企業との協定の締結・連携の強化、ボランティア体制の整備・充実、地域コミュニティや自主防災活動の支援を推進します。

### ⑦ 避難に関する市の周知広報について

市は避難情報として「警戒レベル3 高齢者等避難」「警戒レベル4 避難指示」「警戒レベル5 緊急安全確保」を緊急速報メール（エリアメール）のほか、防災ラジオや防災行政無線、有線放送、広報車、SNS、ホームページなどにより周知を行っています。

このほか気象警報などの気象に関する情報や北上川上流洪水警報などの浸水害に関する情報、土砂災害警戒情報などの土砂災害に関する情報についても防災ラジオや防災行政無線、有線放送、SNS、ホームページなどにより周知を行っています。

## ●取り組み方針

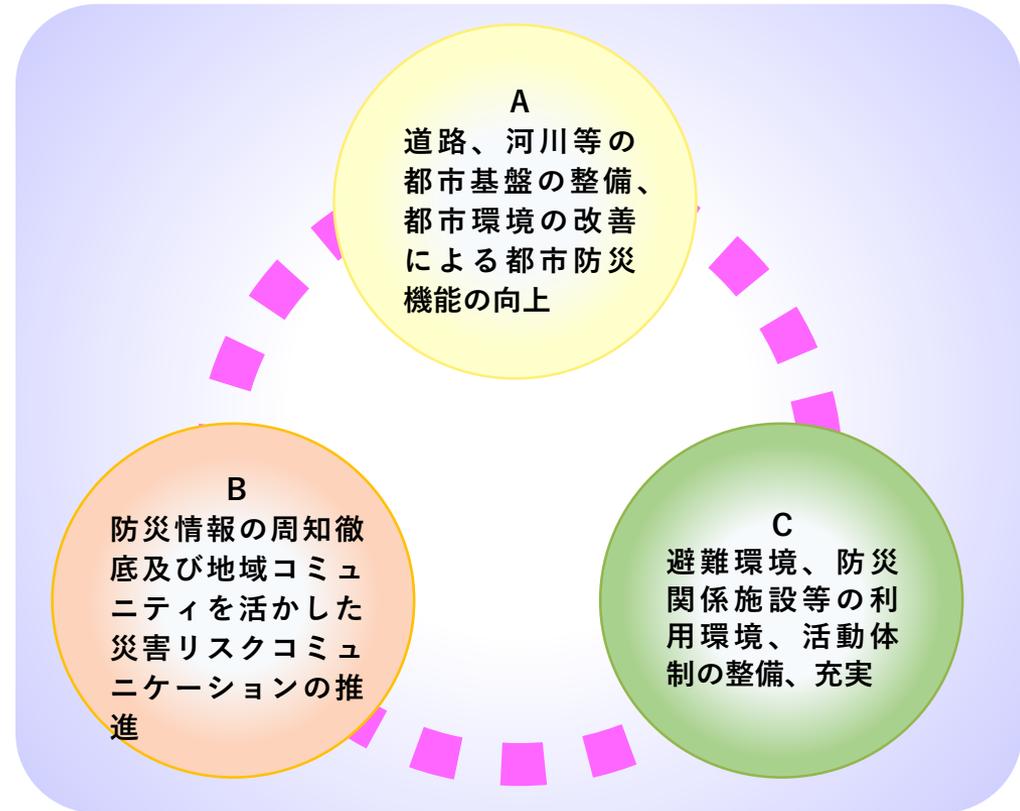
防災指針における取り組み方針としては、本計画の都市づくり目標のひとつに掲げている「安心して住み続けられる都市づくり」に基づき、災害発生時にも確実な避難、防災活動が可能で、速やかな復旧・復興活動につながる、災害リスクを低減、回避した市街地の防災機能の確保を目指し、基本的な方針を定め、各種防災施策の展開を図ります。

### 基本的な方針

#### 都市づくり目標

##### 安心して住み続けられる都市づくり

○地震、風水害等の自然災害が多発化、激甚化するなかで、市民・事業者・行政が災害リスクを共有するとともに、災害発生時でも都市機能を維持するための施設整備、改良等による防災機能の向上、ハザード情報の周知徹底、地域コミュニティを活かした防災・避難体制の充実、自助・共助・公助による適切な避難対策や復旧・復興対策など、ハードとソフトの両面からの対応による災害に強いまちづくりを推進します。



基本的な方針に基づく取り組み施策は次頁のとおり。

## ● 取り組み施策

前頁の3つの基本的な方針に関連した国、県、市等の施策を以下の通り整理します。なお、以下の取り組み施策に加え、関係機関や近隣市町村と連携しながら、北上川水系流域治水プロジェクトに取り組みます。

表 取り組み施策

(実線：施策を実施する期間 点線：施策を実施する可能性のある期間)

基本的な方針	取り組み内容	区分	重点実施地区	実施主体	実施時期の目標		
					短期 (5年程度)	中期 (10年程度)	長期 (20年程度)
A	住宅耐震化の促進	ハード	市全域	市	■	■	■
	宅地耐震化推進事業	ハード	星が丘 桜台	市	■	■	■
	ブロック塀の耐震診断・改修、除却	ハード	市全域	市	■	■	■
	不良な空き家の除却（花巻市空家等解体活用補助金）	ハード	市全域	市	■	■	■
	北上川水系の河川整備 （北上川水系流域治水プロジェクト）	ハード／ ソフト	北上川 流域	国・県・市	■	■	■
	水道施設の維持管理・老朽化対策	ハード	市全域	市※	■	■	■
	河川の整備・維持管理	ハード／ ソフト	市全域	国・県・市	■	■	■
	除雪計画に基づく冬期の円滑な交通確保、除雪機械の更新、除雪体制の強化、防雪柵整備、融雪施設等の修繕	ハード	市全域	国・県・市	■	■	■
	道路施設の老朽化対策・防災対策	ハード	市全域	国・県・市	■	■	■
	消防施設整備計画に基づく消防施設の整備	ハード	市全域	市	■	■	■
	消防水利維持管理整備事業（消火栓の維持管理、既存防火水槽の調査）の推進	ソフト	市全域	市	■	■	■
	ライフライン事業者・管理者による資機材の整備等協定の運用	ソフト	市全域	市	■	■	■
	急傾斜地崩壊対策施設の整備・維持管理	ハード／ ソフト	仲町 ほか	県	■	■	■

※水道施設のうち、上水道施設の維持管理・老朽化対策については、岩手中部水道企業団が水道ビジョンに基づき、今後、計画的に耐震化・老朽化対策を推進することとしており、市も支援を行います。



## ● 目標値

本計画における防災指針に関連する市の施策の目標値は以下の通りです。なお、各目標値について、出典元の計画の更新等に伴い目標値が変更された場合は、その目標値に準ずるものとします。

No.	目標指標	基準値	目標値
1	住宅耐震化率	令和2年 77.9%	令和7年 82.5%
2	木造住宅耐震診断数	平成28年～令和2年 19戸	令和3年～令和7年 50戸
3	木造住宅耐震改修数	平成28年～令和2年 1戸	令和3年～令和7年 10戸
4	排水ポンプ場長寿命化対策実施率	令和2年 0%	令和6年 30%
5	河川改修率	令和元年 55.6%	令和5年 75%
6	市道の改良率	平成30年 56.2%	令和5年 57.1%
7	歩道整備延長	平成30年 180.9km	令和5年 192.8km
8	自主防災組織の結成割合	令和元年 94.1%	令和5年 100%
9	防災訓練を実施した自主防災組織数	平成30年 138組織	令和5年 160組織
10	防災講話の実施回数	平成30年 35回	令和5年 40回
11	消防水利の充足率	令和元年 66.7%	令和5年 66.9%

### ■(参考)目標値の出典

No.1(住宅耐震化率)：第3期花巻市耐震改修促進計画  
 No.2(木造住宅耐震診断数)：第3期花巻市耐震改修促進計画  
 No.3(木造住宅耐震改修数)：第3期花巻市耐震改修促進計画  
 No.4(排水ポンプ場長寿命化)：社会資本総合整備計画  
 No.5(河川改修率)：花巻市国土強靱化地域計画

No.6(市道改良率)：花巻市まちづくり総合第3期中期プラン  
 No.7(歩道整備延長)：花巻市まちづくり総合第3期中期プラン  
 No.8(自主防災組織結成割合)：花巻市国土強靱化地域計画  
 No.9(防災訓練実施し組織数)：花巻市国土強靱化地域計画  
 No.10(防災講話実施回数)：花巻市国土強靱化地域計画  
 No.11(消防水利の充足率)：花巻市国土強靱化地域計画

## 2. 1) 防災指針の作成 ・ 居住誘導区域の変更

### ■ 居住誘導区域内の家屋倒壊等氾濫想定区域の除外

これまで居住誘導区域においては、家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されている箇所を一部含んでおりましたが、防災指針の作成において、災害リスクを評価した結果、家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されている箇所は、ある程度の災害事前予測ができるものの、家屋倒壊の可能性があることから居住誘導区域に含めないものとします。

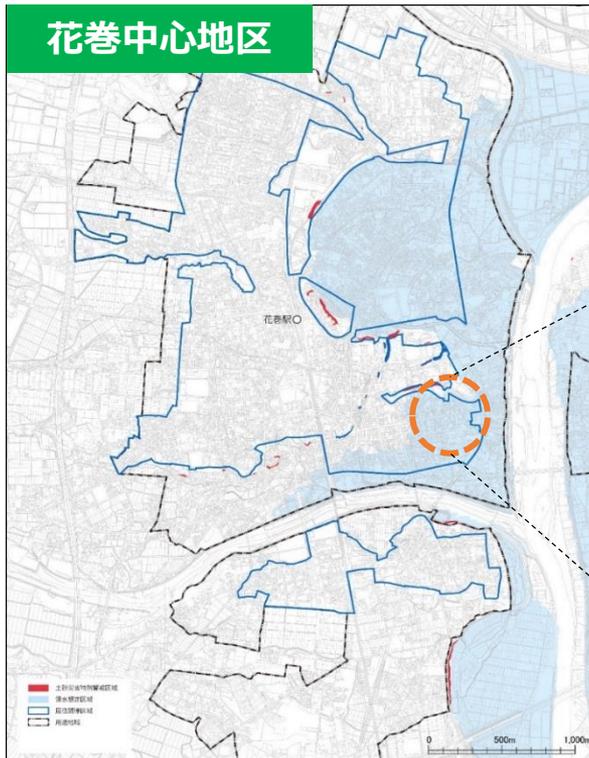
#### 家屋倒壊等氾濫想定区域とは

市町村長による屋内での退避等での待遇等の安全確保措置の指示等の判断に資する情報として、「想定し得る最大規模の降雨（1,000年に1度程度の確率）（L2）」により、近傍の堤防が決壊等した場合に、一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域を示すもので、河川管理者が指定するものです。（北上川においては国が指定）

この区域では、屋内での退避（垂直避難）ではなく、避難所等への立ち退き避難（水平避難）の必要性を判断することが求められます。家屋倒壊等氾濫想定区域は、洪水氾濫によるものと河岸浸食によるものとがあります。

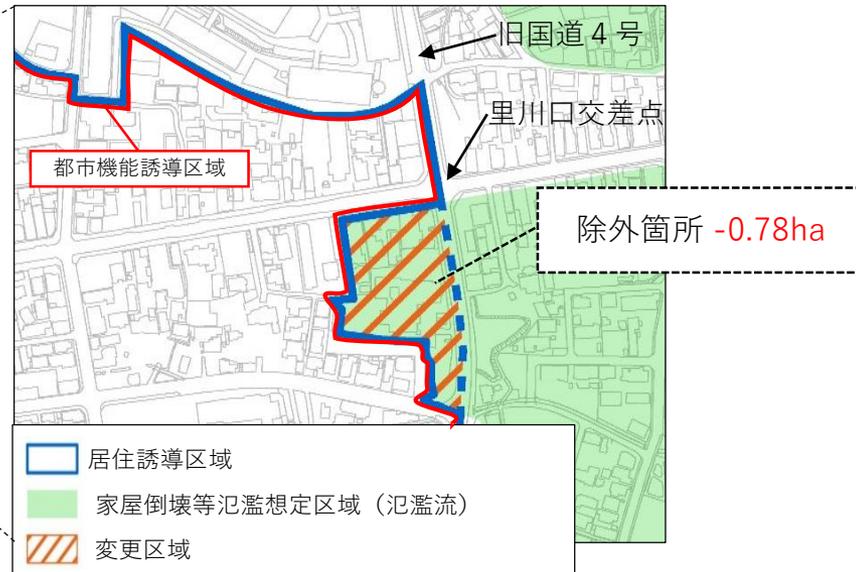
○家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水氾濫）：洪水氾濫流により、家屋が流失・倒壊するおそれがある範囲

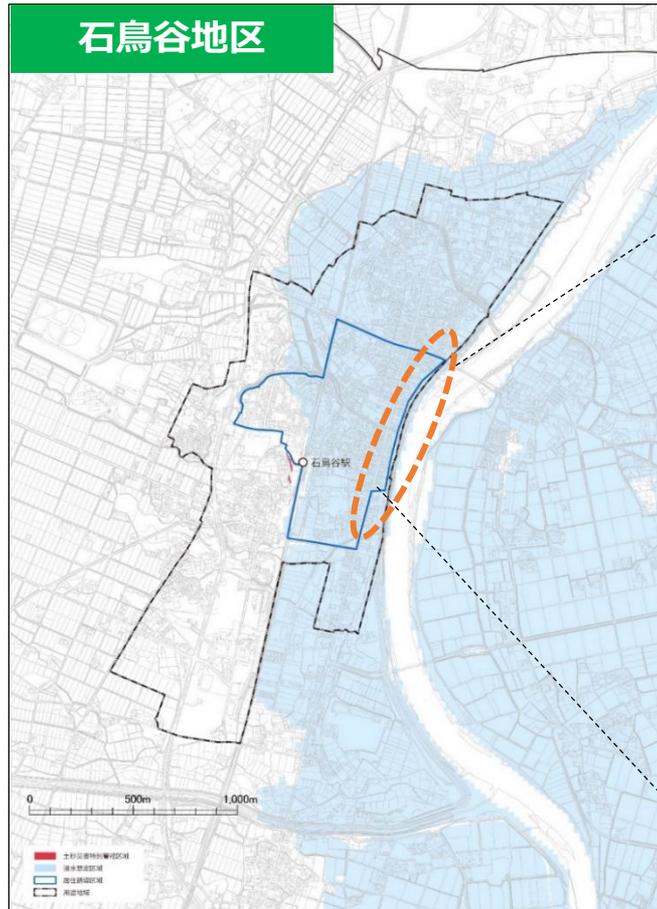
○家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）：洪水時の河岸浸食により、家屋が流失・倒壊するおそれがある範囲



居住誘導区域（花巻中心地区）においては、洪水氾濫による家屋倒壊等氾濫想定区域が御田屋町の一部に含まれているため、この区域を居住誘導区域から除外します。

なお、当該区域は都市機能誘導区域（下図赤線）も重複しているため、都市機能誘導区域からも同様に除外します。





居住誘導区域（石鳥谷地区）においては、河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域が一部含まれているため、この区域を居住誘導区域から除外します。



●避難に関する市の周知広報について（再掲）

市は避難情報として「警戒レベル3 高齢者等避難」「警戒レベル4 避難指示」「警戒レベル5 緊急安全確保」を緊急速報メール（エリアメール）のほか、防災ラジオや防災行政無線、有線放送、広報車、SNS、ホームページなどにより周知を行っています。

このほか気象警報などの気象に関する情報や北上川上流洪水警報などの浸水害に関する情報、土砂災害警戒情報などの土砂災害に関する情報についても防災ラジオや防災行政無線、有線放送、SNS、ホームページなどにより周知を行っています。

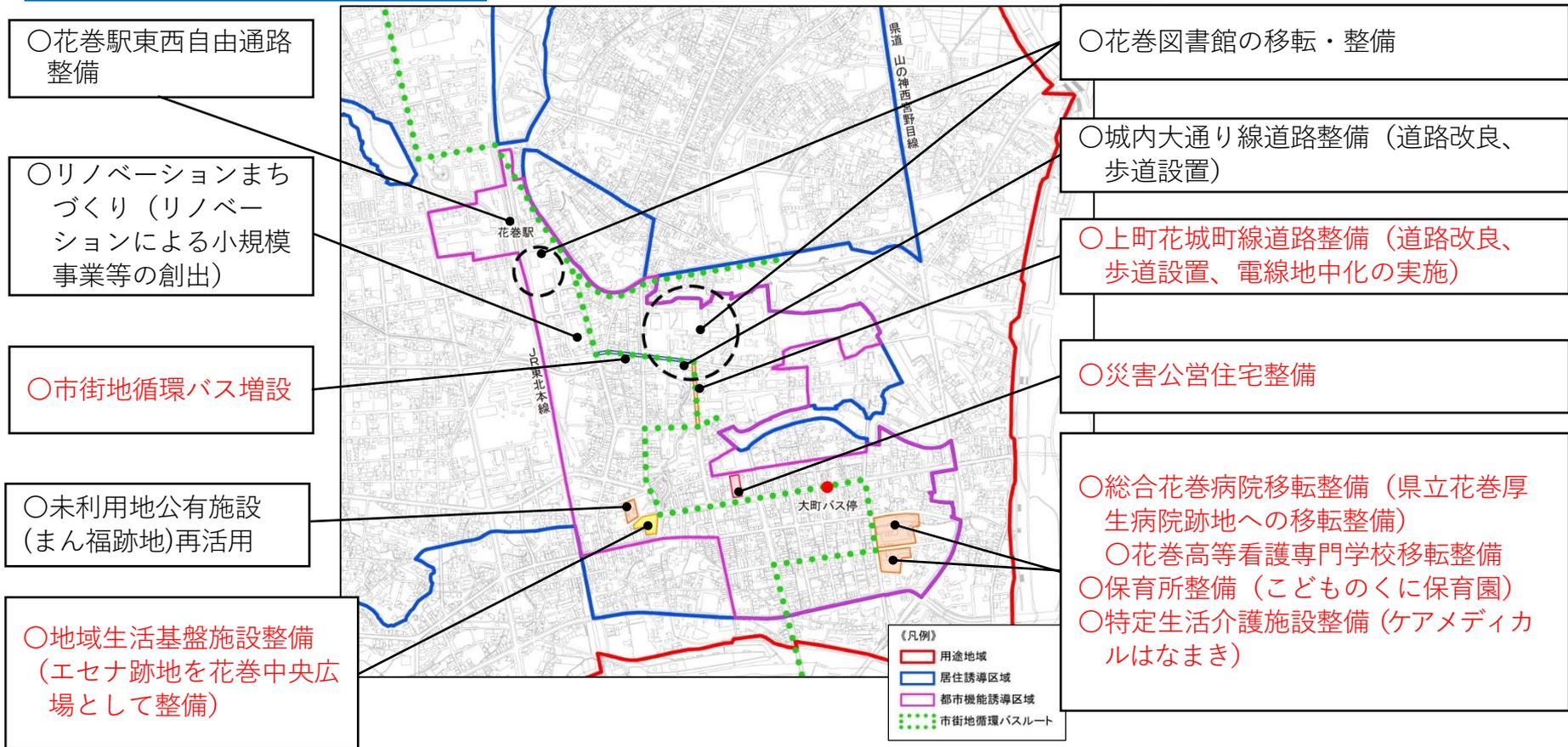
都市再生特別措置法に基づき、本計画の当初計画事業の進捗状況を把握し、計画の評価を行います。

### ■ 都市機能誘導区域における事業

当初計画より掲げていた事業の進捗状況については以下の通りとなります。

#### ハード事業（都市機能誘導区域）

赤文字：完了事業 黒文字：進捗中、検討中の事業



都市再生特別措置法において、策定からおおむね5年ごとに計画の実施状況の評価を行うこととされているため、当初計画事業の進捗状況を把握するとともに、「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」に基づき、計画の評価を行います。

### ● 評価方法

計画の評価に当たっては、「都市構造の評価に関するハンドブック(平成26年 国土交通省)」を活用するよう国から推奨されているため、本市もこれにならいハンドブックを活用して評価を行います。

「都市構造の評価に関するハンドブック」とは各都市におけるコンパクトなまちづくりを支援するため、都市構造のコンパクトさを多角的に評価する手法を国がまとめた参考図書であり、①生活利便性、②健康・福祉、③安全・安心、④地域経済、⑤行政運営、⑥エネルギー／低炭素の6つの分野についてそれぞれの評価指標が設けられ、各評価指標の人口規模別での平均値のほか、各市町村の数値および偏差値が算定されており、数値は国土交通省HPで閲覧可能です。

なお評価指標によっては、出典元となるデータの関係上、人口規模の多い市町村や都道府県単位でのみ算定されているものもあるため、本市におけるすべての評価指標の数値が算定されているわけではありません。

### ● 評価指標の設定と評価結果

評価指標の設定にあたっては、客観的な評価を行う観点から、国などの公的機関から公表されているデータを用い、今後も更新可能かつ継続的に把握できる評価指標を選定しています。

ハンドブックに掲載されている算定方法に基づき、本計画策定年である平成28年とその5年後の令和3年度の市の数値の算定を行い、その経年変化を見ます（p.26～28）。

国が個別に算定した市の数値（国算定値）があるものの、特定の年次しか公表されておらず、本計画策定からの経年変化を追うことは困難であるため、国算定値は同規模都市との相対的な比較に利用し、参考値として掲載しています。（p.29～30）

《生活利便性》

評価項目	算出方法		単位	H28	R3
基幹的交通路線の徒歩圏人口カバー率	総人口に占める、運行頻度片道30本／日以上サービス水準を有する鉄道駅またはバス停の徒歩圏に居住する人口の割合		%	16.0	15.6
生活サービス施設の人口カバー率	総人口に占める、生活サービス施設の徒歩圏に居住する人口の割合	医療	%	55.7	56.8
		福祉	%	48.3	55.2
		商業	%	42.8	46.5
公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合	最寄り交通機関までの距離別住宅数の総数に占める、駅1km圏内もしくはバス停200m圏内の住宅数の割合		%	46.4	43.8
	(参考) 予約応答型交通を含めた場合の、駅1km圏内もしくはバス停200m圏内の建物数の割合		%	61.7	70.6
生活サービス施設の利用圏平均人口密度	生活サービス施設の徒歩圏における平均人口密度	医療	人/ha	8.7	9.1
		福祉	人/ha	8.0	7.7
		商業	人/ha	12.0	12.2

○市算定値による経年変化

評価数値の経年変化を見ると、「基幹的交通路線の徒歩圏人口カバー率」と「公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合」は、それぞれ0.4ポイント、2.6ポイント減少しています。要因として中心市街地の人口が減少していることと、バス路線の廃止と減便(30便/日以下に減少)によりバス停からの徒歩圏内の住宅数が減少したことが考えられますが、バス路線から予約応答型乗合交通への転換を図っており、予約応答型乗合交通を含めた場合でみると8.9ポイント増加しています。

また、「生活サービス施設の人口カバー率」は、総人口が減少するなかで、医療施設、福祉施設、商業施設が集積する花巻地域が他の地域よりも人口を維持していることから、生活サービス施設の人口カバー率は上昇したと考えられます。

「生活サービス施設の利用圏平均人口密度」は、医療施設と商業施設は平均人口密度が上昇していますが、福祉施設は0.3ポイント減少しており、これは福祉施設が郊外部に立地(増加)したことが要因の一つと考えられます。

○今後の取り組み

交通機関に関しては、幹線路線の機能維持を図り、利用者の減少が著しい支線の維持が困難となった場合には、順次、予約応答型乗合交通を実施し、効率化と交通不便地域の解消を図るなど、市民が利用しやすく、効率的な公共交通サービスの提供に努めます。また、生活サービス施設に関しては、今後も超高齢社会の進行に応じた医療、福祉、商業利便の維持、向上に努めます。

## 《健康・福祉》

評価項目	算出方法	単位	H28	R3
高齢者徒歩圏に医療施設のない住宅の割合	最寄り医療施設までの徒歩圏の住宅総数に占める、医療施設から500m以上の住宅（市においては人口）の割合	%	61.8	61.0
高齢者福祉施設の1km圏内高齢者人口カバー率	都市の65歳以上の人口に占める、高齢者福祉施設の1km圏に居住する65歳以上の高齢人口の割合	%	48.1	54.5
保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率	都市の0～4歳人口に占める、保育所の徒歩圏の0～4歳人口の割合	%	47.1	60.3
高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合	最寄り公園までの距離別住宅数に占める、公園から500m以上の住宅数（市においては人口）の割合	%	60.1	58.1

## ○市算定値による経年変化

「高齢者徒歩圏に医療施設のない住宅の割合」は、0.8ポイント改善されています。これは、市全体では人口と医療施設の減少があるものの、中心部においては人口密度と医療施設が維持されていることが要因と考えられます。

また、「高齢者福祉施設の1km圏高齢人口カバー率」は、6.4ポイント増加しており、高齢者福祉施設の増加が要因と考えられます。

「保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率」は、13.2ポイント増加しており、人口が多い立地に保育所が新設されたことに加え、幼稚園が幼保連携型認定を受け、対象施設となったことが要因の一つと考えられます。

「高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合」は2.0ポイント改善されており、これは、公園が維持され、高齢者徒歩圏外における人口が減少したことが要因と考えられます。

## ○今後の取り組み

健康・福祉に関しては、今後も高齢者福祉施設や保育所の維持継続、市道や公園の維持管理による、安心して利用できる場の確保に努めます。

## 《安全・安心》

評価項目	算出方法	単位	H28	R3
市民1万人あたりの交通事故死亡者数	人口1万人あたりの交通事故による死者数	人	0.6	0.1
最寄り緊急避難場所までの平均距離	最寄りの緊急避難場所までの距離帯別住宅数に、距離帯の中間値乗じた値を合計し、住宅総数で割った値	m	1586.1	1560.5

### ○市算定値による経年変化

「市民1万人あたりの交通事故死亡者数」は、0.6人から0.1人と大幅に低下しています。この数値は年度による変化が大きいものの、長期的な傾向を見ると交通事故死亡者数は減少傾向にあることから、交通安全対策の効果が表れていると考えられます。

また、「最寄りの緊急避難場所までの平均距離」は、約25.6m減と平均距離が短くなっており、洪水や土砂災害に応じて指定緊急避難場所の指定が細分化され、対象となる施設が増えたことが、要因の一つと考えられます。

### ○今後の取り組み

安全・安心に関しては、今後も多様な災害に対応できるよう、地域防災計画や国土強靱化地域計画に基づいた施策を進めるとともに、道路改良や歩道整備等の交通安全環境の向上による交通事故死者数の減少のほか、避難先の確保や避難に関する周知広報の推進に努めます。

## 《行政運営》

評価項目	算出方法	単位	H28	R3
市民1人あたりの歳出額	歳出決算総額を総人口で割った値	千円	506.8	657.4
財政力指数	基準財政収入額を基準財政需要額で割った値の3年間の平均値	—	0.5	0.5
市民1人あたりの税収額	市町村民税及び固定資産税の総額を総人口で割った値	千円	94.0	108.7

### ○市算定値による経年変化

「市民1人あたりの歳出額」は、506.8千円から657.4千円に増加していますが、これは新型コロナウイルス感染症対策費の影響が大きいと考えられます。一方、「市民1人あたりの税収額」は増加しており、「財政力指数」は0.5と安定しています。

### ○今後の取り組み

行政運営に関しては、今後も継続して、限られた財源を効率的に運用し、行財政の効率化と健全化に努めます。

## ●類似都市との相対評価（国算定値）

類似都市との相対評価(国算定値)は、国土交通省の「都市構造の評価に関するハンドブック」で算定されている数値であり、①生活利便性、②健康・福祉、③安全・安心、④地域経済、⑤行政運営、⑥エネルギー/低炭素の評価分野を偏差値で比較すると以下のようになります。なお、類似都市との比較は、人口10万人以下の都市との比較を行いました。

本市は、おおむね類似都市の平均値に近い値を示しており、そのなかで本市の優れた評価が出ている項目として、生活サービス施設の人口カバー率(福祉、商業)、高齢者福祉施設の1km圏高齢人口カバー率、保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率、歩道整備率（国・県道）があげられます。



※上記レーダーチャートでは、人口10万人以下の都市の全国平均値を50とし、花巻市の数値を偏差値で示しています。

評価項目	算出方法	単位	年次	10万人以下の都市 (平均値)	該当ページ			
					数値	偏差値		
① 生活利便性	基幹的交通路線の徒歩圏人口カバー率	総人口に占める、運行頻度片道30本/日以上 のサービス水準を有する鉄道駅またはバス 停の徒歩圏に居住する人口の割合	%	H28	26.7	24.2	48.7	
	生活サービス施設の人口カバー率	総人口に占める、生活サー ビス施設の徒歩圏に居住す る人口の割合	医療	%	H26	54.1	56.9	51.4
			福祉	%	H27	34.8	54.5	57.7
			商業	%	H26	31.6	41.9	54.8
	公共交通利便性の高いエリアに存 する住宅の割合	最寄り交通機関までの距離別住宅数の総数 に占める、駅1km圏内もしくはバス停200 m圏内の住宅数の割合	%	H25	51.4	46.4	46.9	
生活サービス施設の利用圏平均人 口密度	生活サービス施設の徒歩圏 における平均人口密度	医療	人/ha	H26	8.2	8.8	50.9	
		福祉	人/ha	H27	7.3	7.3	50.0	
		商業	人/ha	H26	10.2	12.0	52.0	
② 健康・福祉	●高齢者徒歩圏に医療施設のない 住宅の割合	最寄り医療施設までの徒歩圏の住宅総数に 占める、医療施設から500m以上の住宅数 の割合	%	H25	67.1	64.9	51.4	
	高齢者福祉施設の1km圏高齢人口 カバー率	都市の65歳以上の人口に占める、高齢者福 祉施設の1km圏に居住する65歳以上の高齢 人口の割合	%	H27 一部 H23	40.2	58.2	56.6	
	保育所の徒歩圏0～4歳人口カ バー率	都市の0～4歳人口に占める、保育所の徒 歩圏の0～4歳人口の割合	%	H27 一部 H23	45.0	60.2	56.7	
	歩道整備率	一般道路実延長に占める、歩道が設置され た道路延長の割合 ※国・県道のみ	%	H27	52.3	63.8	55.0	
	●高齢者徒歩圏に公園がない住宅 の割合	最寄り公園までの距離別住宅数に占める、 公園から500m以上住宅数の割合	%	H25	62.7	56.6	52.4	
③ 安全・安心	●市民1万人あたりの交通事故死 亡者数	人口1万人あたりの交通事故による死者数	人	R1	0.5	0.2	52.5	
	●最寄り緊急避難場所までの平均 距離	最寄りの緊急避難場所までの距離別住宅 数に、距離帯の中間値を乗じた値を合計し、 住宅総数で割った値	m	H25	747.3	966.4	44.3	
	●空き家率	住宅総数に占める空き家数の割合	%	H30	9.5	7.9	53.5	
④ 地域経済	従業者1人あたりの第三次産業売 上高	第三次産業の売上高を第三次産業従業者数 で割った値	百万円/人	H28	12.7	14.8	51.4	
	都市全体の小売商業床面積あたりの 売上高	都市全域の小売業の年間商品販売額を小売 業の売場面積で割った値	万円/m <sup>2</sup>	H28	82.2	77.9	47.5	
⑤ 行政運営	●市民1人あたりの歳出額	歳出決算総額を総人口で割った値	千円	H30	854.7	507.0	55.0	
	財政力指数	基準財政収入額を基準財政需要額で割った 値の3年間の平均値	—	H30	0.4	0.5	52.4	
	市民1人あたりの税収額	市町村民税及び固定資産税の総額を総人口 で割った値	千円	H28 ～ H30	120.0	106.9	48.4	
⑥ エネルギー /低炭素	●市民1人あたりの自動車CO2排 出量	県単位の業務部門CO2排出量を県従業者人 口で割った値	t-CO2/年	H27	1.7	1.6	51.3	

※上表の国算定値において、10万人以下の都市の偏差値は50

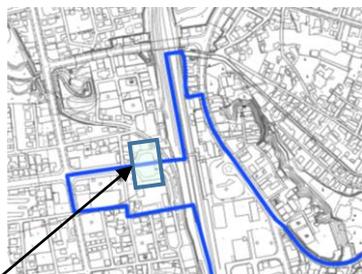
※●のある評価項目は平均値が低いほど良い指標になるため、例えば偏差値48は52として示しています。

## 2. 3) 都市機能誘導区域の変更

本計画の見直しにあたり、都市機能誘導区域の再検討を行いました。

計画策定当初の都市機能誘導区域では、西口駅前広場（ロータリー）が南北に分断されている形となっておりましたが、令和4年度の見直しにおいて、西口駅前広場は誘導区域内において都市機能を維持するための一施設として重要であり、都市機能誘導区域内外にまたがっている状態は適切ではないため、周囲の地形地物（道路）に合わせ都市機能誘導区域の一部を見直しました。

見直し前

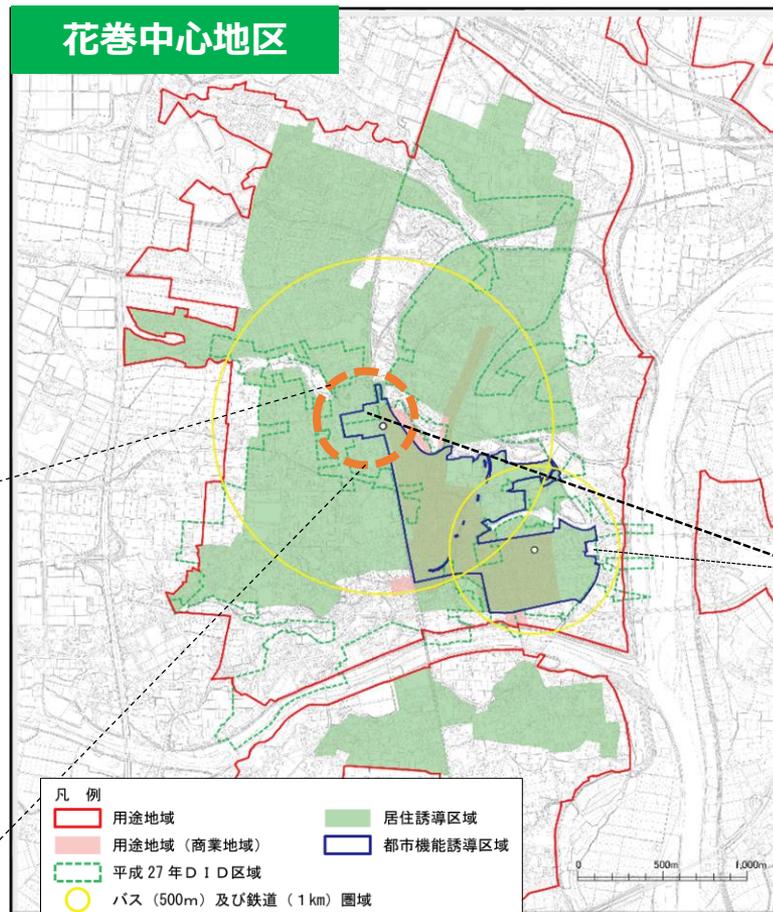


西口駅前広場

見直し後



### 花巻中心地区



#### 【都市機能誘導区域設定条件】

- ・居住誘導区域内の人口が集中している（D1D区域）エリア
- ・ピーク時に運行本数が片道3本以上の鉄道駅である花巻駅から半径1km、バス停留所から半径500m以内のエリア
- ・公共用地率が15%以上のエリア
- ・商業、医療、福祉、子育てなどの様々な生活サービス施設が集積している若しくは集積可能エリア（商業地域等）

見直し箇所（西口）+1.11ha  
除外箇所 -0.78ha ※p.22参照  
合計増減 +0.33ha

### ■ 届出制度について

誘導区域内外における開発等の動向を把握するため、対象区域では一定規模上の開発や建築等行為には、原則30日前までに市長への事前届け出が必要となります。（都市再生特別措置法 第88,108条）

### ● 居住誘導区域に関する届出（現行）

居住誘導区域外において届出の対象となる行為は右の通りです。

届出対象地は下図斜線部

花巻市

立地適正化計画区域  
(都市計画区域)

居住誘導区域

都市機能誘導区域

#### 開発行為

a. 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

例) 3戸以上の開発行為

届



b. 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、敷地面積が1,000㎡以上のもの

例) 1,300㎡ 1戸の開発行為

届



例) 800㎡ 2戸の開発行為

不要



#### 建築等行為

a. 3戸以上の住宅を新築しようとする場合

例) 3戸の建築行為

届



b. 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

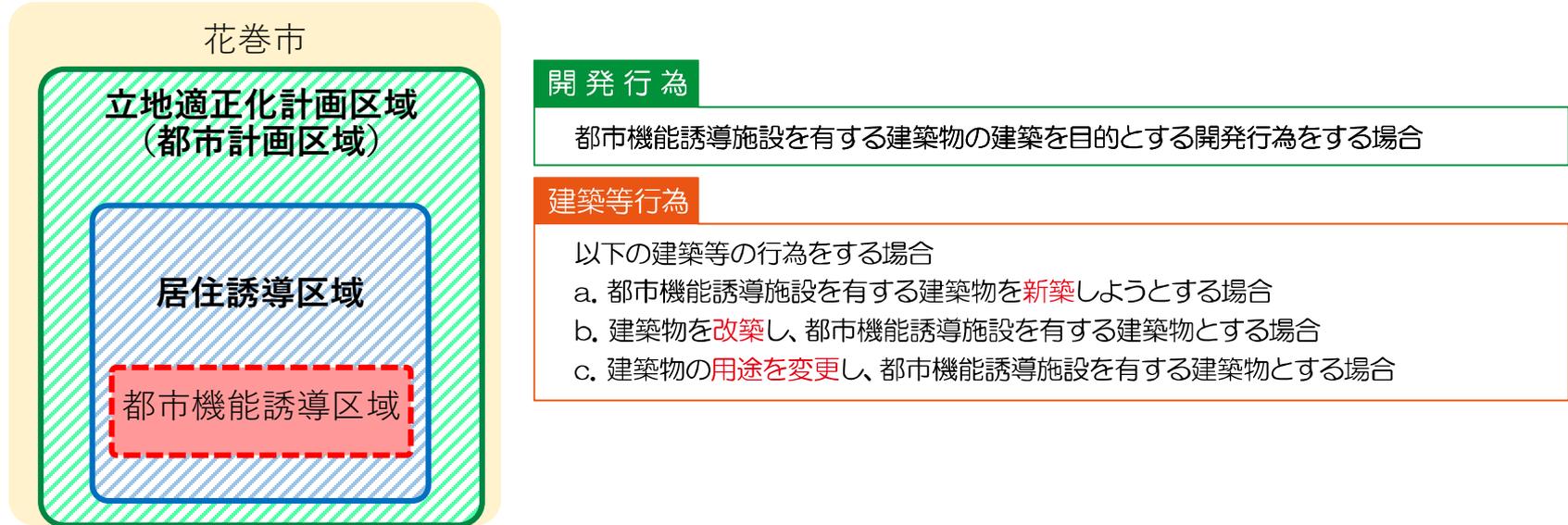
例) 1戸の建築行為

不要



## ● 都市機能誘導区域に関する届出（現行）

都市機能誘導区域外において届出の対象となる行為は以下の通りです。届出対象地は下図斜線部



## ● 届出の対象となる誘導施設

特定機能病院

地域医療支援病院

保育所（70名以上）

図書館

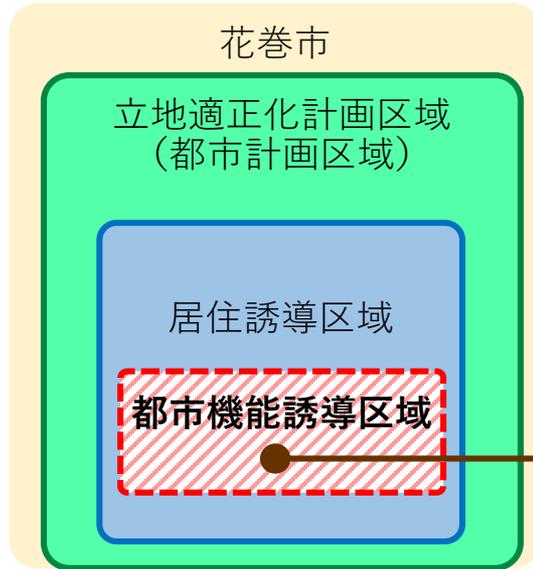
福祉関連法に定める施設（利用定員数40人以上）

大学及び専修学校その他関連施設

劇場、映画、演芸場及び観覧場

大規模小売店舗（1,000㎡以上）

## ● 都市機能誘導区域に関する届出行為の追加（追加）



都市再生特別措置法の改正により、都市機能誘導区域内における誘導施設の動向を把握するため、都市機能誘導区域内の誘導施設の休止や廃止を行う場合には、届け出が必要となりました。

届出対象地は左図斜線部（都市機能誘導区域内）

休止(廃止)行為

当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止(廃止)する場合

## ● 届出の対象となる誘導施設

特定機能病院

地域医療支援病院

保育所（70名以上）

図書館

福祉関連法に定める施設（利用定員数40人以上）

大学及び専修学校その他関連施設

劇場、映画、演芸場及び観覧場

大規模小売店舗（1,000㎡以上）

※前頁と同じ

### 3. 市民参画に係る手続き

今後の市民参画に係る手続きを以下の通り行います。

#### ●市民説明会

日時	場所
令和4年12月21日(水) 18:00～	花巻市文化会館 中ホール
令和4年12月22日(木) 18:00～	まなび学園 第2・3中ホール
令和5年1月7日(土) 10:00～	好地振興センター 会議室1
令和5年1月7日(土) 14:00～	大迫交流活性化センター 大会議室
令和5年1月8日(日) 10:00～	東和コミュニティセンター 多目的ホール
令和5年1月14日(土) 10:00～	花巻市文化会館 中ホール
令和5年1月14日(土) 14:00～	まなび学園 第2・3中ホール

#### ●パブリックコメント

期間 令和4年12月19日(月)～令和5年1月27日(金)まで

設置場所 本庁舎総務課、新館都市政策課、各支所地域振興課、  
まなび学園、各振興センター、各図書館、花巻保健センター  
※上記のほか市HPでも受付

・頂いたご意見については、上記期間後に市HP上で公表します。

#### ●都市計画審議会

開催日 令和5年3月20日(月)

場 所 なはんプラザ COMZホール